



# 栃木県公報

平成 27 年  
2月10日(火)  
第2654号

## 目 次

### 告 示

- 公印の作成..... 97
- 森林病虫害等防除法第5条第1項の規定による同法第3条第1項第5号に規定する命令..... 97
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 98
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定..... 99
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 99
- 道路の区域の変更..... 100
- 道路の供用開始..... 101

### 公 告

- 平成26年度林業種苗生産事業者講習会の実施..... 102
- 土地改良区役員の退就任..... 102
- 都市計画の構想に関する公聴会の開催..... 103
- 開発行為の工事完了..... 109

### 監 査 委 員

- 監査結果の公表..... 109
- 監査の結果に基づく措置状況の公表..... 112

### 調 達 等 公 告

- 入札公告..... 113


## 告 示

### 栃木県告示第36号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

平成27年 2月10日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	印 影	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	使用開始 期 日	公 印 管 理 者
栃木県立県央産業 技術専門校長之印		方20	てん書	一般文書用	平成27年 1月20日	県央産業技術専 門校長

(文書学事課)

### 栃木県告示第37号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第5号に規定する命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により次のとおり公表する。

平成27年 2月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 区域及び期間

(1) 区域

栃木県全域

(2) 期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)の区域内に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木並びに土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動することができないものとする。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域の松林において、3の措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(森林整備課)

栃木県告示第38号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成27年2月10日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名称	所在地		
0970202867	有限会社サイトー 代表取締役 齋藤 司	縁	足利市山下町939第 5根岸ハイツ106	平成27年 2月1日	訪問介護
0970301701	サークルブレイン株式会 社 代表取締役 臼井 友康	チーム・ケアーズ	栃木市平柳町二丁目 26番33号	平成27年 2月1日	訪問介護
0970802146	株式会社Nanten 代表取締役 松島 千鶴子	株式会社Nante nちーむetc. 訪 問介護事業所	小山市花垣町二丁目 3番19号松島ビル 101号	平成27年 2月1日	訪問介護
0960490084	株式会社しもつけ 代表取締役 小暮 幸三郎	訪問看護リハビリス テーションしもつけ	佐野市石塚町392番 地	平成27年 2月1日	訪問看護
0961590023	株式会社リージョンリン ク 代表取締役 阿島 和幸	ケアーズ訪問看護リ ハビリステーション 那須烏山	那須烏山市金井二丁 目18番3号	平成27年 2月1日	訪問看護
0971400288	株式会社ヴァティー 代表取締役 佐藤 明	ケアステーションあ さひさくら	さくら市氏家3245番 地1	平成27年 2月1日	通所介護
0970802153	医療法人社団弘生会 理事長 大坪 修	イーストピア小山	小山市駅東通り一丁 目21番21号	平成27年 2月1日	短期入所 生活介護

0970600631	株式会社春の間 代表取締役 入江 光	デイサービス春の間	日光市大室1138番地 7	平成27年 2月1日	福祉用具 貸与
0970600631	株式会社春の間 代表取締役 入江 光	デイサービス春の間	日光市大室1138番地 7	平成27年 2月1日	特定福祉 用具販売

## 栃木県告示第39号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成27年2月10日

栃木県知事 福田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0972501449	合同会社リライの丘 代表社員 富高 正一郎	居宅介護支援事業所 リライの丘	那須郡那須町高久丙 2538番地91	平成27年 2月1日	居宅介護 支援

## 栃木県告示第40号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成27年2月10日

栃木県知事 福田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970202867	有限会社サイトー 代表取締役 齋藤 司	縁	足利市山下町939第 5根岸ハイツ106	平成27年 2月1日	介護予防 訪問介護
0970301701	サークルブレイン株式会 社 代表取締役 白井 友康	チーム・ケアーズ	栃木市平柳町二丁目 26番33号	平成27年 2月1日	介護予防 訪問介護
0970401774	特定非営利活動法人ケア フラッグ幸 理事長 相良 敏	特定非営利活動法人 ケアフラッグ幸	佐野市葛生東二丁目 8番15号	平成27年 2月1日	介護予防 訪問介護
0960490084	株式会社しもつけ 代表取締役 小暮 幸三郎	訪問看護リハビリス テーションしもつけ	佐野市石塚町392番 地	平成27年 2月1日	介護予防 訪問看護
0961590023	株式会社リージョンリン ク 代表取締役 阿島 和幸	ケアーズ訪問看護リ ハビリステーション 那須烏山	那須烏山市金井二丁 目18番3号	平成27年 2月1日	介護予防 訪問看護

0971400288	株式会社ヴァティー 代表取締役 佐藤 明	ケアステーションあ さひさくら	さくら市氏家3245番 地1	平成27年 2月1日	介護予防 通所介護
0970802153	医療法人社団弘生会 理事長 大坪 修	イーストピア小山	小山市駅東通り一丁 目21番21号	平成27年 2月1日	介護予防 短期入所 生活介護
0970600631	株式会社春の間 代表取締役 入江 光	デイサービス春の間	日光市大室1138番地 7	平成27年 2月1日	介護予防 福祉用具 貸与
0970600631	株式会社春の間 代表取締役 入江 光	デイサービス春の間	日光市大室1138番地 7	平成27年 2月1日	特定介護 予防福祉 用具販売

(高齢対策課)

栃木県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年2月10日から同年3月11日まで一般の縦覧に供する。

平成27年2月10日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 294号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
/	前	那須烏山市大桶761-1から 那須烏山市大桶648-1まで	7.8～9.2	697.5	
	後	那須烏山市大桶761-1から 那須烏山市大桶648-1まで	11.3～15.2	697.5	

II

道路の種類 一般国道

路線名 461号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
/	前	那須郡那珂川町大山田上郷1829から 那須郡那珂川町大山田上郷981-2まで	5.2～8.1	80.0	
	後	那須郡那珂川町大山田上郷1829から 那須郡那珂川町大山田上郷981-2まで	5.7～17.8	80.0	

III

道路の種類 県道

路線名 一般県道 萩島白鳥線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
173	前	小山市大字萩島65から 小山市大字石ノ上762-1まで	5.2～13.0	1,002.7	
	後	小山市大字萩島65から 小山市大字石ノ上762-1まで	11.0～20.3	1,002.7	

## IV

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 小川大金停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
233	前	那須郡那珂川町片平96-2から 那須郡那珂川町片平56-1まで	5.2～9.8	381.0	
	後	那須郡那珂川町片平96-2から 那須郡那珂川町片平56-1まで	8.7～14.2	381.0	

## V

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 小山環状線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
269	前	小山市大字萩島65から 小山市大字石ノ上762-1まで	5.2～13.0	1,002.7	
	後	小山市大字萩島65から 小山市大字石ノ上762-1まで	11.0～20.3	1,002.7	

## VI

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 牧野大沢線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
274	前	那須烏山市大木須317-1から 那須烏山市大木須2379まで	6.0～10.7	283.8	
	後	那須烏山市大木須317-1から 那須烏山市大木須2379まで	8.4～22.7	283.8	

## 栃木県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年2月10日から同年3月11日まで一般の縦覧に供する。

平成27年2月10日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
184	一 般 県 道 安 塚 雀 宮 線	宇都宮市雀の宮 6 丁目887-1 から 宇都宮市雀の宮 6 丁目887-1 まで	平成27年 2月10日
184	一 般 県 道 安 塚 雀 宮 線	宇都宮市雀の宮 4 丁目738-10から 宇都宮市雀の宮 4 丁目738-10まで	平成27年 2月10日
184	一 般 県 道 安 塚 雀 宮 線	宇都宮市雀の宮 4 丁目738-48から 宇都宮市雀の宮 4 丁目720-2 まで	平成27年 2月10日
193	一 般 県 道 雀 宮 真 岡 線	宇都宮市新富町1192-44から 宇都宮市新富町1192-44まで	平成27年 2月10日
193	一 般 県 道 雀 宮 真 岡 線	宇都宮市羽牛田町210-1 から 宇都宮市羽牛田町211-1 まで	平成27年 2月10日

(道路保全課)

## 公 告

### ○平成26年度林業種苗生産事業者講習会の実施

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成26年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

平成27年 2月10日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 受講資格

林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者

#### 2 講習会の開催日時及び場所

平成27年 3月 6日（金）午前10時から

宇都宮市下小池町280

栃木県林業センター

#### 3 講習の内容及び講習時間

(1) 種苗に関する法令 2 時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2 時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2 時間

#### 4 受講手続

受講を希望する方は、最寄りの環境森林事務所、矢板森林管理事務所又は栃木県山林種苗緑化樹協同組合にて受講申込書を受け取り、必要事項を記入し、受講手数料14,000円分の栃木県収入証紙を貼付の上、住所を管轄する環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に講習会の10日前までに提出すること。

(森林整備課)

### ○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年 2月10日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
都 賀 町 土 地 改 良 区	理 事	関 口 清		栃木市都賀町深沢323	26.12.11	



釜ヶ淵 土地改良区	理 事	齋藤 秀男		塩谷郡高根沢町大字宝積寺101	27.1.25	
	〃	増淵 帝雄		〃 〃 大字上阿久津643-3	〃	
	〃	野中 一克		〃 〃 大字中阿久津1249	〃	
	〃	見目 薫		〃 〃 〃 1	〃	
	〃	小倉 貞泰		さくら市上阿久津11-5	〃	
	〃	阿久津哲男	阿久津哲男	塩谷郡高根沢町大字宝積寺207	〃	27.1.26
	〃	萩原 良治	萩原 良治	さくら市上阿久津1807-21	〃	〃
	〃		増淵 恵司	塩谷郡高根沢町大字上阿久津734		〃
	〃		真壁 利行	〃 〃 大字中阿久津114		〃
	〃		野中 知明	〃 〃 〃 1296-1		〃
	監 事	野中 照雄		〃 〃 〃 199-2	27.1.25	
	〃	小倉 功		さくら市上阿久津85	〃	
	〃	野中 昭一	野中 昭一	塩谷郡高根沢町大字宝積寺618	〃	27.1.26
	〃		中村 定雄	さくら市上阿久津51		〃

(農地整備課)

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の構想に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、関係土木事務所及び関係市町において平成27年2月10日から同月24日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成27年2月10日

栃木県知事 福田 富 一

1 公聴会の日時及び場所

都市計画区域	関係市町	日 時	場 所
那須塩原都市計画区域	那須塩原市	平成27年3月3日（火） 午後6時30分から	那須塩原市上厚崎500-1 厚崎公民館 （2階大研修室）
茂木都市計画区域	茂木町	平成27年3月4日（水） 午後6時30分から	茂木町大字茂木155 茂木町民センター （別館ホール）
矢板都市計画区域	矢板市	平成27年3月5日（木） 午後6時30分から	矢板市矢板103-1 矢板公民館 （2階大会議室）
さくら都市計画区域	さくら市	平成27年3月6日（金） 午後6時30分から	さくら市櫻野1322-8 氏家公民館 （2階第4研修室）

大田原都市計画区域	大田原市	平成27年3月9日(月) 午後6時30分から	大田原市中央1-3-15 トコトコ大田原 (3階市民交流センター)
那須都市計画区域	那須町	平成27年3月10日(火) 午後6時30分から	那須町大字寺子乙2567-10 那須町文化センター (2階研修室)
塩谷都市計画区域	塩谷町	平成27年3月11日(水) 午後6時30分から	塩谷町大字玉生681 玉生コミュニティセンター (プレイルーム)
那珂川都市計画区域	那珂川町	平成27年3月12日(木) 午後6時30分から	那珂川町馬頭560-1 馬頭総合福祉センター (研修室)
益子都市計画区域	益子町	平成27年3月13日(金) 午後6時30分から	益子町大字益子3667-3 中央公民館 (第1研修室)
那須烏山都市計画区域	那須烏山市	平成27年3月16日(月) 午後6時30分から	那須烏山市大金240 那須烏山市役所南那須庁舎 (小会議室)
粟野都市計画区域	鹿沼市	平成27年3月17日(火) 午後6時30分から	鹿沼市口粟野1780 粟野コミュニティセンター (大会議室)
市貝都市計画区域	市貝町	平成27年3月18日(水) 午後6時30分から	市貝町大字市塙1280 市貝町役場 (多目的ホール)
日光都市計画区域	日光市	平成27年3月19日(木) 午後6時30分から	日光市今市本町1 日光市役所本庁舎 (3階正庁)
西方都市計画区域	栃木市	平成27年3月20日(金) 午後6時30分から	栃木市西方町本郷1705-1 西方総合文化体育館 (2階会議室)

## 2 都市計画の構想

### (1) 那須塩原都市計画区域

#### ア 都市計画の目標

##### (ア) 都市計画区域の範囲及び規模

那須塩原市の一部

約39,651ha

##### (イ) 都市づくりの基本理念

- a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり
- c 環境にもやさしいエコな都市づくり
- d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

##### イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

##### ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針



を定める。

(2) 茂木都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

茂木町の全部

約17,271ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり
- c 環境にもやさしいエコな都市づくり
- d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(3) 矢板都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

矢板市の一部

約16,194ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり
- c 環境にもやさしいエコな都市づくり
- d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(4) さくら都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

さくら市の全部

約12,546ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり
- c 環境にもやさしいエコな都市づくり
- d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(5) 大田原都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

大田原市の一部

約13,380ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり
- c 環境にもやさしいエコな都市づくり
- d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(6) 那須都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

那須町の一部

約26,044ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり
- c 環境にもやさしいエコな都市づくり
- d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(7) 塩谷都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

塩谷町の一部

約16,168ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 暮らしやすくコンパクトなまちづくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり
- c 環境にもやさしいエコな都市づくり
- d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(8) 那珂川都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

那珂川町の一部

約3,880ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり
- c 環境にもやさしいエコな都市づくり
- d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(9) 益子都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

益子町の全部

約8,954ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり
- c 環境にもやさしいエコな都市づくり
- d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(10) 那須烏山都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

那須烏山市の一部

約12,792ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり
- c 環境にもやさしいエコな都市づくり
- d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(11) 粟野都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

鹿沼市の一部

約4,691ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり
- c 環境にもやさしいエコな都市づくり
- d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(12) 市貝都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

市貝町の全部

約6,424ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり
- c 環境にもやさしいエコな都市づくり
- d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(13) 日光都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

日光市の一部

約48,243ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり
- b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり
- c 環境にもやさしいエコな都市づくり
- d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

(14) 西方都市計画区域

ア 都市計画の目標

(ア) 都市計画区域の範囲及び規模

栃木市の一部

約3,200ha

(イ) 都市づくりの基本理念

- a 暮らしやすくコンパクトな都市づくり

- b 誰もが安全でスムーズに移動できるネットワーク型の都市づくり  
c 環境にもやさしいエコな都市づくり  
d 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

ウ 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）に問い合わせること。

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年2月10日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
塩谷郡高根沢町大字宝積寺字南原1800番1、1801番1、1801番2、1828番1	塩谷郡高根沢町光陽台四丁目17番地5	株式会社セレモニー宝典
下野市中大領字松香386番1、386番2、386番3、386番6、386番8、386番9、386番10、386番12、386番13	下野市中大領386番地1	学校法人伊沢学園
さくら市金枝字赤坂1099番2、1130番2 (開発行為に関する工事) さくら市金枝字赤坂1098番4の一部、1099番7の一部、1099番11、1157番1の一部、1157番8の一部、1157番9の一部	東京都品川区旗の台三丁目15番4号	有限会社旗の台製作所

(都市計画課)

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年2月10日

栃木県監査委員 板 橋 一 好  
同 若 林 和 雄  
同 金 井 弘 行  
同 石 崎 均

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

監査実施月	監査対象期間	備 考
平成26年10月・11月	平成25年度	給与事務（児童手当を含む）については 予備監査実施日まで  県土整備部の監査対象期間は平成25年度
平成26年12月	平成25年度 平成25年度及び平成26年度（9月末現在）	

## 第3 監査の結果

(総合政策部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
東京事務所	平成26年11月7日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(経営管理部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
栃木県税事務所	平成26年10月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安足県税事務所	平成26年10月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板県税事務所	平成26年10月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原県税事務所	平成26年10月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮県税事務所	平成26年11月4日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼県税事務所	平成26年11月4日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡県税事務所	平成26年11月4日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
自動車税事務所（「佐野支所」を含む。）	平成26年11月4日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(県民生活部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
美術館	平成26年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
博物館	平成26年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(保健福祉部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
中央児童相談所	平成26年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県南児童相談所	平成26年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県北児童相談所	平成26年10月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
動物愛護指導センター	平成26年10月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県南食肉衛生検査所	平成26年10月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県北食肉衛生検査所	平成26年10月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
衛生福祉大学校	平成26年10月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県南高等看護専門学校	平成26年10月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須学園	平成26年10月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(産業労働観光部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
---------	-------	-----------



産業技術センター (「繊維技術支援センター・ 県南技術支援センター・繊維 物技術支援センター・窯業技 術支援センター」を含む。)	平成26年11月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
県央産業技術専門校 (「県北産業技術専門校・県 南産業技術専門校」を含む。)	平成26年11月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

## (県土整備部)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
矢板土木事務所	平成26年11月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
日光土木事務所	平成26年11月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原土木事務所	平成26年12月19日	<p>工事事務のうち、快適な道づくり事業費(補助)に係る道路改良工事の設計積算において、コンクリート工の養生について、養生条件を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件1,113千円あった。</p> <p>工事事務のうち、快適な道づくり事業費(補助)に係る道路改良工事の設計積算において、共通仮設費率及び現場管理費の補正に当たり、市街地補正区分の適用誤りにより、設計額が過小となっているものが1件892千円あった。</p> <p>工事事務のうち、道路保全事業費(補助)に係る橋梁補修工事の設計積算において、現場溶接工を昼間工事で実施しているにもかかわらず、夜間工事で積算していたため、設計額が過大となっているものが1件1,123千円あった。</p>
下水道管理事務所	平成26年12月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
公園事務所	平成26年12月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

## (教育委員会)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
日光明峰高等学校	平成26年11月7日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市特別支援学校	平成26年11月7日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須拓陽高等学校	平成26年11月11日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須清峰高等学校	平成26年11月11日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木農業高等学校	平成26年11月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野東高等学校	平成26年11月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡北陵高等学校	平成26年11月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡工業高等学校	平成26年11月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原高等学校	平成26年11月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒羽高等学校	平成26年11月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

黒 磯 高 等 学 校	平成26年11月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那 須 特 別 支 援 学 校	平成26年11月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃 木 高 等 学 校	平成26年12月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃 木 女 子 高 等 学 校	平成26年12月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(公安委員会)

監 査 対 象 機 関 名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果 及 び 意 見
小 山 警 察 署	平成26年10月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃 木 警 察 署	平成26年10月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐 野 警 察 署	平成26年10月17日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇 都 宮 中 央 警 察 署	平成26年10月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇 都 宮 南 警 察 署	平成26年10月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足 利 警 察 署	平成26年10月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那 須 塩 原 警 察 署	平成26年10月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿 沼 警 察 署	平成26年10月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
下 野 警 察 署	平成26年10月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今 市 警 察 署	平成26年10月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢 板 警 察 署	平成26年10月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那 須 烏 山 警 察 署	平成26年10月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那 珂 川 警 察 署	平成26年10月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇 都 宮 東 警 察 署	平成26年10月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
さ くら 警 察 署	平成26年10月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
茂 木 警 察 署	平成26年10月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大 田 原 警 察 署	平成26年10月31日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
日 光 警 察 署	平成26年11月7日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真 岡 警 察 署	平成26年11月11日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの

栃木県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年2月10日

栃木県監査委員	板 橋 一 好
同	若 林 和 雄
同	金 井 弘 行
同	石 崎 均

監査の結果の措置状況

監 査 対 象 機 関 名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
---------------	-----------	-----------	-----------

広報課	平成26年 8月18日	給与事務のうち、期末手当において、在職期間の算定は育児休業期間の2分の1の期間を除算すべきところ、育児休業の承認期間が1か月を超えていたにもかかわらず、在職期間に含まれる育児休業期間が1か月以内であったことから除算を行わなかったため、過支給となっているものが1件90,537円あった。	過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員によるチェックを徹底し、適切な事務執行に努めます。
高齢対策課	平成26年 8月19日	給与事務のうち、期末手当において、休職から復帰した職員について、除算期間を誤ったことから、支給不足となっているものが1件223,914円あった。	支給不足分については、速やかに追給処理を行いました。今後は、内部のチェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めます。
企業局	平成26年 7月11日	給与事務のうち、期末手当において、在職期間の算定は育児休業期間の2分の1の期間を除算すべきところ、育児休業の承認期間が1か月を超えていたにもかかわらず、在職期間に含まれる育児休業期間が1か月以内であったことから除算を行わなかったため、過支給となっているものが1件65,141円あった。	過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員によるチェックを徹底し、適正な事務執行に努めます。
健康福利課	平成26年 8月21日	給与事務のうち、期末手当及び勤勉手当において、在職期間及び勤務期間の算定を誤ったことから、支給不足となっているものが期末手当で1件133,541円、過支給となっているものが勤勉手当で1件44,999円あった。	支給不足分については追給処理を行い、また、過支給分については返納処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員によるチェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めます。

## 調 達 等 公 告

### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 2月10日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 入札に付する事項

- (1) 入札名及び使用量 平成27年度日足・鞍掛・尾頭トンネル電力需給入札  
 予定使用電力量 586,000kWh
- (2) 業務内容 入札説明書による
- (3) 需給期間 平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで
- (4) 履行場所 日足トンネル 栃木県日光市細尾町646-1  
 鞍掛トンネル 栃木県宇都宮市新里町1139-1  
 尾頭トンネル 栃木県那須塩原市上塩原9000

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成27年2月27日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県県土整備部道路保全課事業管理担当  
電話028-623-2425
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成27年2月27日午後3時 (1)の場所に持参又は郵送すること。  
(ただし、郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。)
  - イ 開札の日時及び場所 平成27年2月27日午後3時30分 栃木県庁東館3階県土整備部入札室
- (3) その他
  - ア 入札説明書の交付期間及び交付場所  
平成27年2月10日から同月26日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
  - イ 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
  - ウ 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に相当金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 指定された日時以降に届いた入札書、2の入札資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
  - ア 入札の変更等 平成27年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
  - イ その他 詳細は、入札説明書による。

(道路保全課)